

第 3 7 回 小 浜 市 農 業 委 員 会 議 事 録
(縦 覧 用)

と き 令和 2 年 6 月 2 9 日 (月) 午 後 4 時 0 0 分

と ころ 小 浜 市 役 所 3 階 3 0 2 会 議 室

出席委員

1 番 玉井絢子	2 番 橋詰忠和	3 番 福永吉孝
4 番 松尾志信	5 番 赤尾裕子	6 番 松井和幸
7 番 山本聡	8 番 東清俊	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

遅刻委員

出席事務局 阪本事務局長、的場 G L、大和、奥村、

令和 2 年 6 月 2 9 日（月）午後 4 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室において、第 3 7 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第 1 5 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 5 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 1 5 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 1 5 9 号 空き家に付属した農地に限定した農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について

議案第 1 6 0 号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について

【議長 それでは今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として8番 東委員、9番 岡田委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、8番 東委員、9番 岡田委員でした。それでは、『議案第156号、農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】 はい。 それでは議案第156号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。3件ございます。番号1、申請内容、所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇。地目は〇〇については登記簿、現況とも畑、他は登記、現況ともに田です。面積はそれぞれ2,020㎡、299㎡、1,120㎡、1,895㎡、3,050㎡です。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容については許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転するとのことです。譲受人の営農状況については自作地が11,296㎡、借入地が6,065㎡。作付作目は水稲と野菜です。労働力の確保については2名。機械の所有状況については田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台、粃すり機1台です。解除条件はありません。1枚お捲りください。番号1の調査書です。農地法第3条第2項に定める不許可要件にはいずれも該当しません。第5号の下限面積について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、〇〇地区の下限面積50aを超えます。申請地のうち田は既に譲受人が水稲を耕作しており、畑も含めて引き続き耕作するとのことです。では議案に戻ってください。続きまして、番号2、申請内容は所有権移転。申請者は譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在・地番は〇〇。地目は登記簿、現況ともに田です。面積は2,503㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容については許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転するとのことです。譲受人の営農状況について、自作地、6,235㎡、貸付地、3,290㎡、作付作目は水稲、労働力の確保については2名、機械の所有状況はトラクター1台。解除条件はありません。2枚お捲りください。番号2の調査書です。農地法第3条第2項に定める不許可要件にはいずれも該当しません。第5号下限面積について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、〇〇地区の下限面積50aを超えます。申請地は現在水稲を耕作中で、引き続き譲受人が耕作したいとのことです。では、もう1度、議案にお戻りください。続きまして、番号3、申請内容は所有権移転。申請者は譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在・地番、〇〇。地目は登記簿、現況ともに田です。面積は800㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転するとのことです。譲受人の営農状況については自作地が2,359㎡、借入地が1,994㎡。作付作目は水稲と野菜。労働力の確保については3名。機械の所有状況はトラク

ター1台、耕うん機1台、田植機1台。解除条件はありません。3枚お捲りください。番号3の調査書です。農地法第3条第2項に定める不許可要件にはいずれも該当しません。第5号下限面積について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、〇〇地区の下限面積40aを超えます。申請地は現在水稻を耕作中で、引き続き譲受人が耕作したいとのことです。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【8番委員】それでは、6月24日に岡田委員さんと現地調査に行っていました。3件ございまして、1件目は〇〇になります。〇〇の前よりに田があります。それひとつと、〇〇の裏に3枚ということになっております。〇〇のこの住宅、〇〇の方に新しい住宅がありましてここに1枚、このように田があります。あとは〇〇の真裏に1枚と〇寄りの方に2枚とここに小さい畑が、〇橋の南側の横に1枚ございます。ここが〇〇の裏の田です。下限面積もクリアしてますし、営農状況も問題ないと思いますので全て問題ないと判断いたしました。続きまして、2件目です。これも〇〇ですが、〇〇の番地になります。〇〇の真裏。先ほどの〇さんの3枚隣でございます。〇〇と一緒に、〇〇での移転となっております。ここも下限面積もクリアしておりますし、営農状況も問題ないと。また、今まで通り、水稻を作付けするという事になっておりますので問題ないと判断いたしました。続きまして、3件目、〇〇から〇〇に行く、この山沿いの大きな1枚ですが、〇側のところに1枚、田があります。ちょうど〇〇行くまでです。これも〇〇さん、下限面積もクリアしておりますし、今まで通り水稻を作付けすると。また、営農状況も問題ございませんので、問題ないと判断いたしました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは何かご質問等ございませんか。

【5番委員】ちょっと教えていただきたいんですけど、2人目の方ですけど、〇〇さんと〇〇さんの農地はこれは〇の方ですよ。〇〇地区の方ですよ。これ下限面積は〇〇と書いてあるんですけど。

【議長】場所が〇〇やから

【5番委員】場所が〇〇やから？はい、分かりました。

【7番委員】現地の下限面積になるんですか。

【議長】現地。よろしいですか。他に何かございませんか。

【7番委員】変なこと聞いていいですか。〇〇間で所有権移転するというのはどういう意味があるんですか。

【事務局長】一概に、ケースバイケースでどんな意味があるかというのはいえないなというのはあるんですけど、このケースについても申請人の本当の事情をそこまで我々も把握しきれないですし、把握したことについてもなかなかこの場で公表するのも難しいかなと思ってまして、今回は農地法上の観点で審査していただけるとありがたいかなと思います。いろんな

事情があるのかなと察していただければ。

【7番委員】分かりました。

【議長】はい、何かございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第156号 農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第157号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】はい。それでは議案第157号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。3件ございます。こちらの3件は貸土砂置場として一体的に転用を計画しているため一括してご説明申し上げます。番号1、申請者、〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇。地目は全て登記簿、現況ともに田です。面積はそれぞれ169㎡の内113.02㎡、430㎡の内332.67㎡、83㎡の内71.05㎡、126㎡の内93.27㎡。利用状況はいずれも不耕作、10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域外、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は貸土砂置場整備。事業又は施設の概要については貸土砂置場。備考としてこちら一時転用です。続きまして、番号2、申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇、地目は登記簿、現況ともに畑です。面積は46㎡、利用状況は不耕作、10a当りの収穫高はありません。土地利用等関係法令の表示について、都市計画区域外、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は貸土砂置場整備、事業又は施設の概要については貸土砂置場。続きまして番号3、申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は39㎡。利用状況は不耕作、10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示については都市計画区域外、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は貸土砂置場整備、事業又は施設の概要については貸土砂置場です。これら3件につきましては、申請地の近くに事務所を構える〇〇が、工事で発生する建設残土を搬入するため、土砂置場として利用するものです。番号1については、土砂置場とした後、作土を入れて畑にする計画であるため、一時転用となっております。また、申請地内に水路が存在するのですが、現状は水路として機能しておらず、番号1の申請人から市に対して、「公共用財産用途廃止申請書」および「普通財産売払申請書」が提出されております。また、公図上、申請地内に「道」が存在いたしますが、土砂を入れた後、通行できる状態を維持するとのことです。番号1については概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置する第1種農地に該当し、一時転用であるため、転用可能と考えます。番号2、番号3は農業公共投資の対象となって

いない集落内の農地で、その他2種農地に該当し、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【8番委員】はい。〇〇をずっと上がっていきますと、〇〇があります。ここも埋立してあるんですが、その横に〇〇を挟んで、3人の田と畑がございませう。3件揃ってますので、3件一括して説明させていただきます。この大きなところが〇〇さんの田となっております。ここに後、〇〇さんと〇〇さんの畑があるんですが、ほとんど遊休放棄地の状態でございます。前のここに昔の〇〇とこの埋立したところが陥没している状態でmぐらい深く、何も作付け出来ない状態になっておるところへ、ここに〇〇が一時転用で土砂置場をするということでございます。まず土砂を置いて上に作土を載せるということをおっしゃっておりますので、今まで以上にこの横の埋立してある土地の高さまで上がりますので農地の復元が可能かなと判断いたしまして、問題ないと判断いたしました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませうか。

【7番委員】先ほど1番の方はそのあと作土を足して農地に戻すということやったんで一時転用と書いてありますが、2番、3番につきましてはこのあとどういう用途にされる予定なんでしょうか。

【事務局】2番、3番については作土を入れずに土砂を入れて整地して終了ということをお聞きしております。

【7番委員】またのちのち地目変更するということ？

【事務局】今の案件ですけど、1番目の方はこれは一時転用なので農地に戻させていただくということなんですけど、2番、3番は4条申請で転用するということなので、雑種地か駐車場用地みたいな形で使わせていただきますというようなことで申請を受け付けております。

【7番委員】はい、わかりました。

【議長】はい、よろしいですか。他になにかございませうか。それではないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第157号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ申請させていただきます。

続きまして、『議案第158号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】はい。議案第158号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。3件ございます。番号1、申請者、譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所

在・地番は〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地。面積は403㎡。利用状況は不耕作。10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内第1種住居地域、農業振興地域外。転用目的は駐車場整備。事業又は施設の概要について駐車場11台分です。備考として始末書があります。こちらは既に駐車場として利用されているため、始末書が提出されています。平成12年に〇〇が整備された際に分筆されましたが、そのとき既に畑としては利用されておらず、現在に至っているとのことです。今回、所有権の移転のため調査したところ、農地であることが判明し、転用の手続きが必要になりました。都市計画法の用途地域内、第1種住居地域であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。続きまして、番号2、使用貸人、〇〇、〇〇。使用借人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在・地番は〇〇。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は155㎡。利用状況は不耕作。10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内用途指定なし、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要については住宅1棟。こちらは申請地と隣接する所有地にまたがる形で住宅を建設する計画です。農業公共投資の対象となっていない集落内の農地で、その他2種農地に該当し、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、転用可能と考えます。続きまして、番号3、申請者は使用貸人、〇〇、〇〇。使用借人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在・地番は〇〇。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は214㎡。利用状況は不耕作。10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域外、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は車庫建築。事業又は施設の概要については車庫5台分。こちらは農業公共投資の対象となっていない集落内の農地で、その他2種農地に該当し、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【8番委員】1件目ですが〇〇線と〇〇線の、〇〇からちょっと入ったところでございます。始末書にもございましたが今は草も生えてますし雑種地みたいな感じでございます。周りも別に家も建ってますし問題ないかと判断いたしました。2件目でございます。〇〇でございます。〇〇の方から来まして〇〇の横を通りまして〇〇の地区に入りますと左側の方の山裾になります。このようにずっと上がっていきましてここに畑がございまして、このように草、一応整備はしておられますが、ここに〇〇さんの住宅を建てて、裏に家庭菜園をするということになっております。前だけを転用するというところでございます。周りも何もございませぬし、家に隣接していますので問題ないかと判断いたしました。3件目が〇〇でございます。これも〇〇の部落に入って一番山裾のところでございます。ちょうど山際

のここの畑でございます。ここに自宅がございます、畑も今ちょっと整備もしてもらいますが、ここに車庫を建てるということで、このように5台分の車庫でございます。これも〇〇さんが借人になっています。そのような事で村の中でございますし、別に問題ないかということで判断いたしました。このように整備はされておる状態でございます。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それでは、ご意見がないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第158号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ申請させていただきます。

続きまして『議案第159号 空き家に付属した農地に限定した農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは議案第159号についてご説明申し上げます。1件ございます。農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(案)。空き家に付属した農地に限定した設定。区域は〇〇、〇〇、〇〇、面積は1a。なお前項の設定は令和元年11月19日付け小浜市農委公示第12号の設定に優先して適用するものとする。こちらの申請地は空き家に隣接し、休耕中の田および畑、合計1,628㎡です。現在、小浜市の空き家情報バンクに登録され、ホームページ上に掲載されています。申請地は今後も遊休地の状態が続くと見込まれ、3条下限面積の引下げについて、妥当であると考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【8番委員】〇〇地区でございます。地区の入り際に空き家があります。ここが空き家でこのように3筆農地がございます。このように立派な家と遊休農地が隣接いたしておりまして、周りは道がぐるっと周っているんですがこのように遊休農地となっております。木も生えておりました。そのようなことで遊休農地でございますので問題がないと判断いたしました。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】何かございませんか。

【議長】入る人はもう決まってる？

【事務局】商談中です。

【議長】ございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第159号 空き家に付属した農地に限定した農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について』は、原案どおり決定し、公示をさせていただきます。

続きまして、『議案第160号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは議案第160号についてご説明申し上げます。2件ございます。小浜市農業振興地域整備計画の変更を県へ申し出たいので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、小浜市農業委員会の意見を求めるものです。

番号1、変更場所は〇〇、〇〇、面積はそれぞれ62㎡、155㎡、畑2筆で合計217㎡です。土地の所有者は〇〇、〇〇。除外理由は住宅建築。事業計画者は〇〇、〇〇です。対象地のうち、〇〇については、20年ほど前に倉庫を建築し、宅地の一部として利用されています。〇〇については、元々建っていた蔵を取り壊し、申請人の〇〇が新居を建築するものです。申請人の先代から、永年宅地として利用されてきたため、農地であることを知らずに新居の建築に着工し、融資を受ける際に調査したところ、農用地であることが判明し、今回、除外を求めるものです。農業公共投資の対象となっていない集落内の農地で、その他2種農地に該当し、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、転用可能と考えられます。また自宅敷地内での住宅建築であり、周辺農地への影響はなく、集落の合意も得ていることから、除外はやむを得ないと考えます。

続きまして番号2、変更場所は〇〇、〇〇。面積はそれぞれ664㎡、995㎡、田2筆で合計1,659㎡です。土地の所有者は〇〇、〇〇。〇〇、〇〇。除外理由は〇〇の駐車場。事業計画者は〇〇、〇〇。これらの対象地は現在、〇〇の〇〇として利用されています。〇〇に地場産野菜を利用したレストランを整備することに伴い、今回対象地に駐車場を整備するため、農用地区域からの除外を求めるものです。特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地で、第1種農地に該当し、地域の農業の振興に資する施設であるため、転用可能と考えられます。また周辺農地への影響はなく、集落の合意も得ていることから、除外はやむを得ないと考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご意見等ございませんか。
(審議)

【議長】ございませんか。ないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第160号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

れではこれもちまして、第37回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

署名委員
